

夏の交通安全県民運動

令和7年 7月14日(月)~23日(水)

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離



運動の
重点

1

こども、高齢者
及び障がい者の
交通事故防止

2

自転車利用者の
ヘルメット着用と
交通ルール遵守
の徹底

3

飲酒運転
の
根絶

7月15日(火) | 「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

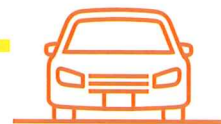
鳥取県交通対策協議会・鳥取県・市町村・鳥取県警察・(一財)鳥取県交通安全協会
鳥取県交通安全活動推進センター・(一社)鳥取県指定自動車学校協会



7月15日🗓️は「交通安全にみんなで参加する日」

及び「交通マナーアップ強化日」です。

職場や家庭で交通安全について話し合い、
交通マナーの向上に取り組みましょう。



夏の交通安全県民運動の重点

1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

- 横断歩道は歩行者優先です。ドライバーは、横断歩道手前の徐行義務や停止義務を守りましょう。
- 歩行者も横断するときは、手を上げるなどドライバーに横断する意思表示をするとともに、交通ルールを守りましょう。
- すべての座席におけるシートベルト着用と体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

2 自転車利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車も車両の一種です。交通ルールを守りましょう。
- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



3 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重大な犯罪です。ドライバーだけでなく、同乗者・お酒や車両を提供した人も罪に問われます。
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を徹底しましょう。



お問い合わせ先

鳥取県交通対策協議会 ☎ 0857-26-7989

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課内